

地域で防ごう消費者トラブル!!



高齢者への悪質商法・詐欺の被害が後をたちません。情報サービスの普及や多様化により、その手口は年々複雑かつ巧妙化しています。

相手はだましのプロです。誰でもだまされる可能性があります。

消費者トラブルの最初のきっかけは、主に ①電話での勧誘 ②玄関からの訪問 ③自宅に送りつける（送りつけ商法） ④出先で誘う（SF商法）の4つのパターンです。

どのような方法で接触してくるかわかりませんが、最後は必ずお金を要求してきます。

高齢者が安全・安心な消費生活を送るため、家族や地域のみなさんの見守りが重要となってきます。日頃からの声掛けや、「おかしいな。」と思ったら早めに相談するよう勧めて下さい。

消費者トラブルの最初のきっかけは、主に4つのパターンです

その1

電話での勧誘

利殖商法

- ・「必ず儲かる元本保証」「上場確実!」「必ず買い取るので先にあなたの名義で買ってください」と言って老後の資金を引き出されます。
- ・一度被害に遭った人は要注意です。(二次被害)
- ・業者は過去に被害に遭った人の名簿を持っています。「過去の損失を取り戻してあげる。」と何度も電話がかかってきます。自然エネルギー関連会社への投資、オリンピック関連の投資や有料老人ホームの利用権購入の勧誘(パンフレットが先に届く場合もあります。)



オレオレ詐欺

「トラブルに巻き込まれた。今すぐお金を振り込んで」と家族をかたてて連絡がきます。



還付金・給付金詐欺

「お金を振り込むのでATMコーナーに行くように」と誘導されます。



情報商材

「必ず当たる競馬情報やロト6の当選番号を教えるから保証金を払って」と勧誘されます。



個人情報収集

公的機関をかたり、「調査です」と言って家族構成や年金の受取金融機関など個人情報を盗まれます。



対処法

- ・簡単に儲かる話はありません!! 「契約しません。電話を切ります。」とはっきり断る。
- ・警察などの公的な機関が示談を勧めることは絶対にありません。すぐ振り込みをせず、一度電話を切り、家族・知人・警察に相談する。
- ・普段から家族と合言葉を決めておきましょう。
- ・「レターパックや宅配便で現金を送って」との要求は詐欺です。犯人が直接家に受取に来る場合もあります。
- ・公的機関が電話で、生年月日や家族構成を尋ねることはありません。
- ・簡単に個人情報は教えない。しつこい場合は、警察に連絡する。
- ・トラブルを未然に防ぐには、覚えのない電話には出ないことが一番です。可能であれば、留守番電話(留守番電話機能付の電話)やナンバーディスプレイ(電話番号表示機能)を利用することも1つの方法です。

家族・知人・警察に相談

ホッ



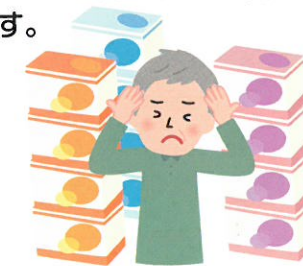
その2

玄関からの訪問

不意打ちで家に上り込んで、脅して契約を急がせます。

点検商法

「無料で点検します。」「雨もれしていた。早く工事しないと危険だ。」と不安にさせて高額な工事を契約させます。(耐震診断・シロアリ駆除・床下工事など)浄水器や羽毛布団を購入させる場合もあります。



健康器具(食品)

「健康によい」と言って高額な商品を購入させ、その後も次々に商品を買わせます。

訪問購入

「着物はないか」などと言って家に上がり込み、貴金属を執拗に要求し長時間居座ります。見せた指輪を相場より安く買いとられます。(他県では訪問時の窃盗事件も発生しています。)



対処法

- ・玄関の鍵を開けずにインターフォン越しで応対し、知らない人は家にあげない。
- ・複数人で応対する。
- ・必要ないなら、「契約しません。」「お帰りください。」と断る。
- ・迷惑行為の際は警察に連絡する。
- ※訪問購入は、法律により突然の訪問は禁止されています。

その3

自宅に送りつける(送りつけ商法)

「申し込んだ」と思わせて一方的に健康食品などを送りつけ、代金の支払いをさせる手口。(かに・健康食品など)

対処法

- ・受け取り拒否する。(会社の住所・会社名・担当者名を控えておく)
- ・もし電話勧誘の際、買うことを承諾していても、8日以内ならクーリングオフができる。



その4

出先で誘う(SF商法)

街角やスーパーの近くで粗品を配り、閉め切った会議室等に高齢者を集め、巧みな話術で場を盛り上げながら無料の健康食品や日用品を配った後に、冷静な判断ができない雰囲気の中で高額な商品売り付けの手口。

健康セミナー

呉服展示会

来てくれた方は無料ですよ

こちらもサービスです

対処法

- ・「契約しません。帰ります。」とはっきり断る。
- ・必要がないなら会場に行かない。



身に覚えのない請求(架空請求はがき・不当請求メール)が届いた時は

郵便はがき

架空請求はがき

民事訴訟裁判通達書

本状を以て、あなたの民事訴訟起訴事実の通達とします。販売業者及び回収業者からあなたに対する訴状が提出されました。至急当協会までご連絡ください。連絡なき方につきましては、やむを得ず裁判所から書類通達の後、指定裁判所への出廷となります。裁判後の処置として給料や財産の差押えの強制執行となります。

書面での通知となりますので原告側からの訴状・起訴内容などのお問い合わせについては必ずご本人からお願いします。

窓口 ××-××××-××××

受付時間 9:30~18:00 (土日・祭日を除く)

全国〇〇支援センター

不当請求(メール)

…サイト運営会社より、依頼があり連絡させて頂きました。

【依頼内容】

◎料金清算手続きおよび退会処理

◎民事訴訟に必要な個人の身辺調査

※「身辺調査」「回収手数料」はお客様負担になります。

翌営業日正午までにご連絡ください。

対処法

- ・知らない人からのメールは絶対に開かない。
- ・身に覚えのない請求は無視する。
- ・自分からは連絡しない。(連絡すると相手に個人情報を与えることになります。)
- ・不安な場合は警察や消費生活センターに相談する。

気づきのポイント

- ・業者が頻繁に出入りしている。
- ・訪問したら新しい商品がある。
- ・楽しそうに出かける回数が増えた。
- ・最近お金に困るような様子がある。
- ・不自然な工事を繰り返している。



おかしいと思ったら、声かけし、どのようなことがあったのか本人の意思を尊重しながら話を聞いてあげてください。トラブルに巻き込まれていた場合には、なるべく早く相談するように勧めてください。

また、認知症等により判断能力が低下した人が財産管理や日常生活で契約を行う際、権利と財産を守る制度があります。ご相談は地域包括支援センター(市役所やすらぎ対策課内) TEL0739-26-9906 へ

相談窓口

名 称	電 話 番 号	受 付 時 間
和歌山県消費生活センター紀南支所 (田辺市朝日ヶ丘 西牟婁総合庁舎内)	0739-24-0999	9:00 ~ 17:00 ※土日祝・年末年始を除く
和歌山県消費生活センター (和歌山市)	073-433-1551	平日 9:00 ~ 17:00 土日 10:00 ~ 16:00 (電話のみ) ※祝日・年末年始を除く
田辺市役所自治振興課	0739-26-9911	8:30 ~ 17:15 ※土日祝・年末年始を除く
田辺警察署	0739-23-0110	

消費者力を身に付けるための出張消費者啓発講座を随時受付しています。少人数でも構いませんので、皆さんの集まりの際のプログラムに是非ご活用ください。日頃からの心構えを皆さんと一緒に勉強し、みんなで悪質商法や詐欺を撃退しましょう。また、訪問販売お断りシールも無料配布しています。ご希望される場合は自治振興課(上記)までお問い合わせください。

